

地方創生に関する包括連携協定書

三木市（以下「甲」という。）とサラヤ株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、三木市の地方創生の実現に向けて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が互いに緊密に連携し、協働することにより、三木市の地方創生を推進し、一層の地域社会の発展及び子育て支援を図ることを目的とする。

（連携の範囲）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、協働する。

- (1) 子育て支援に関する保健師家庭訪問時の「ベビーボックス」に関すること。
- (2) 地域課題解決に資するデータ活用総合型官民連携に関すること。
- (3) その他地方創生に関すること。

（協議）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める連携事項を円滑かつ効果的に推進するため、甲と乙の双方に窓口を設置し、必要に応じ協議を行うものとする。

（費用負担）

第4条 本協定に基づく協働にあたり発生した費用は、各自が負担するものとし、相手方には請求しないものとする。

（知的財産権）

第5条 本協定に基づいて行う協働の過程で得られた発明、考案、意匠、著作物その他一切の成果に係る特許、実用新案登録、意匠登録等を受ける権利及び当該権利に基づき取得する産業財産権並びに著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）その他の知的財産権（ノウハウ等に関する権利を含む。）は、当該知的財産権を得た当事者に帰属し、本協定により相手方に移転しないものとする。

（秘密情報）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づいて行う協働の過程で知り得た相手方の経営上、営業上又は技術上の秘密情報（以下「秘密情報」という。）について、本協定で定める以外の目的で利用してはならず、相手方の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示してはならない。

- 2 甲及び乙は、秘密情報を本協定で定める目的を達成するために必要最小限の役員・従業員又は職員に対してのみ開示することができるものとし、当該役員・従業員又は職員に対しては、本契約における自己の義務を遵守させなければならない。

- 3 甲及び乙は、本協定が終了した場合、相手方から要請があった場合または本協定に定める目的が終了した場合は、相手方の指示に従って、秘密情報を直ちに相手方に返還または廃棄するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の2か月前までに、甲及び乙のいずれからも本協定の解約又は変更の申し出がないときは、有効期間満了日の翌日から1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(解約)

第8条 甲又は乙のいずれかが有効期間の中途において解約を申し出た場合には、協議して決定するものとする。

(その他)

第9条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項又は本協定の内容若しくは運用等に疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議して決定するものとする。

本協定締結の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ記名・押印の上、各自1通を保有するものとする。

2026年9月17日

甲 兵庫県三木市上の丸町10番30号
三木市
三木市長 仲田 一彦

乙 大阪府大阪市東住吉区湯里2-2-8
サラヤ株式会社
代表取締役社長 更家 悠介